

エコツーリズム大賞を受賞

カヌーやキャンプで 子どもたちの 笑顔を創出

支笏ガイドハウスかのあ

代表 **松澤直紀** さん



2010年に支笏湖地区に移住し、カヌーなど体験観光の魅力を発信中。病気や障がいを持つ子どもへの受け入れや、支笏湖周辺の環境保全活動が評価され、日本エコツーリズム協会と環境省が共催する「エコツーリズム大賞」で大賞を受賞。好きな食べ物はクリームパン。3児の父。

みなさんの活躍
紹介します

窓

PEOPLE

——大賞受賞の報を聞いたとき、どう思いましたか。
正直、受賞するとは思っていませんでした。ただ、大賞をいただいた後で自分の活動を振り返ってみると、10年以上やって確かに頑張っていると感じますし、体験観光を環境保全のプロジェクトと絡めてストーリー性を出して、支笏湖地域をどう魅力あるものにできるかということとは、たくさん考えました。ですから、やってきたことを評価してもらえて嬉しいです。
——受賞理由にもなった、子どもたちの居場所づくりについてご紹介をお願いします。
「北海道子どもホスピスプロジェクト」と連携して、病気で外出が難しい子どもたち向けにカヌーやキャンプでの居場所づくりをしています。病室からあまり出られない子、中には余命がそれほど長くない、「最後だから外に出たいね」という子どもの中で、受け入れる体制が少

ないのが現状です。僕らは日常的に支笏湖でカヌーや野外活動をしているので、外で遊びたい思いを持っている子たちをつないでもらい、活動しています。
——この活動を始めたきっかけは、どのようなことですか。
きっかけは色々ありますが、起点となったのは胆振東部地震（2018年）のときです。観光業が止まりお客さんも来なくなり、じゃあ何もできないのかというところ、そうではないことがわかって。被災地の厚真町にボランティアに行つて野外活動で子どもたちと遊んだりすると、僕のいる意義というか、子どもの笑顔を創出できるんだと、このときに肌で感じました。
——今後の活動の目標を聞かせてください。
このエリアで体験観光がゼロだったところから始めて、過剰利用と言われるくらい人が増えた中、魅力発信と環境保全のバランスをある程度、下地までは作れたと思っています。次は僕が持っている知見をほかの地域でも活かして、そこで新しい①保全（環境保全）②利用（観光振興）③地域づくりのサイクルを生むことができないか、考えているところです。僕は、体験観光からスタートして地域貢献や環境保全につなげているので、新しいエリアでも、まずは体験観光で収益を上げて、それからサイクルを作れたらと考えています。その意味ではやっぱり、体験観光を通じて北海道を盛り上げたいですね。

先生、教えて!

CHITOSE CITY HOSPITAL
市立千歳市民病院 地域医療連携課
☎(24)3000 内線 8138

児童虐待と 子どもの権利



市立千歳市民病院
診療部長（小児科担当） 中本 哲

児童虐待は、子どもの基本的な権利を侵害する重大な問題であり、子どもの発達や生命に深刻な影響を及ぼします。

1989年に国連で採択された「子どもの権利条約」は、子どもを単なる保護対象としてではなく、権利を持つ個人として扱い、子どもの持つ基本的な権利として「差別の禁止」「子どもの最善の利益の優先」「生命、生存、発達の権利」「意見表明の権利」の4つを定義しています。

この条約は、教育、医療、虐待からの保護、貧困の削減、親の権利と責任のバランスなどについて、法律や政策により子どもの権利を実現させる義務を各国政府に課しています。

日本では、1933年に児童の過重労働などを禁止した児童虐待防止法が制定され、戦後その機

能は児童福祉法に引き継がれました。しかしながら家庭内の問題として扱われることの多かった児童虐待に対して、社会的な問題としての認識が進み、法的な枠組みが必要とされるようになりました。

2000年に制定された「児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）」では、児童虐待を「身体的虐待、精神的虐待、性的虐待、ネグレクト（養育放棄）」の4つに定義し、虐待の通告義務や、児童相談所をはじめ各機関の権限や責務を明確にしました。

さらに2019年の改正では、「体罰の禁止」が明文化され、2022年に設置されたこども家庭庁、同年に制定されたこども基本法と併せ、子どもの基本的な権利を守る仕組みが作られています。

今回は、「虐待に関する相談窓口や対応」についてお話しします。

第31回